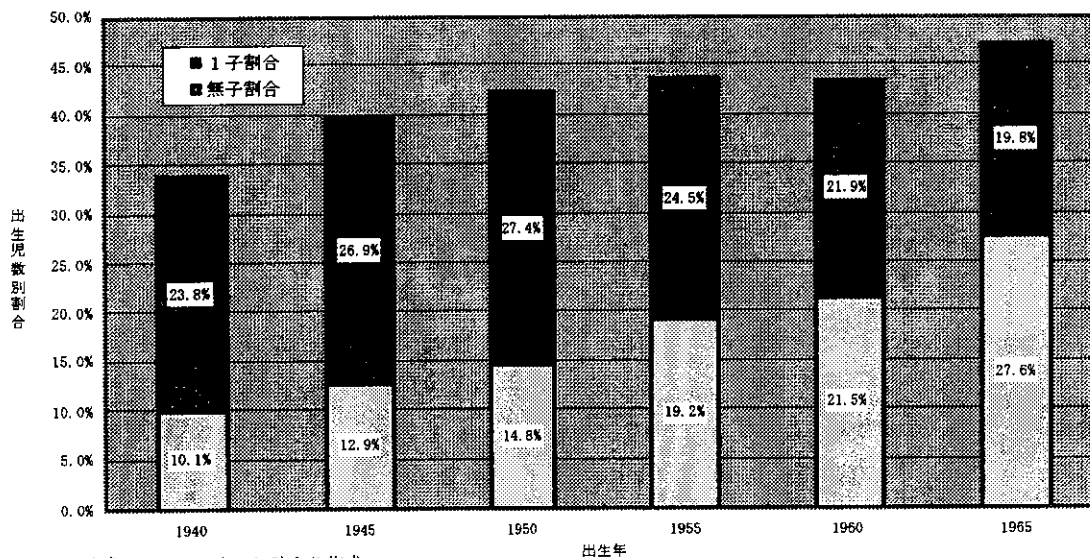


このような無子割合の増加と1子割合の減少（2子以上割合の安定化）はドイツの場合、結婚して2子以上子供を産む人々と、結婚せず無子にと止まる人々の二極化傾向を示しており、また、このような傾向はスイスを初めドイツーオランダ語圏に特徴的であるという（Dorbritz,2002：6）。

旧西ドイツの無子・1子割合の推移

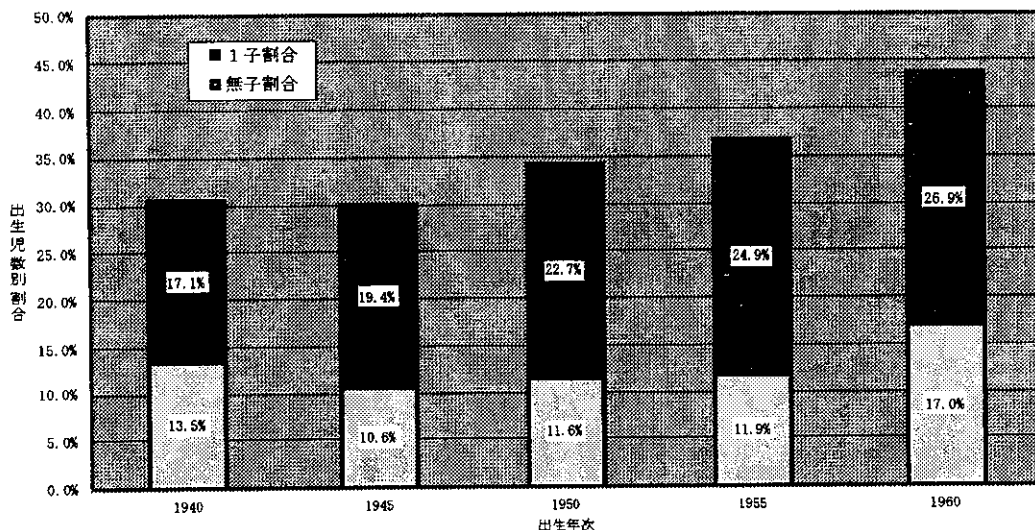


出典：Dorbritz(2002:5)より作成。

(2) イタリア

これに対し、イタリアの場合をみると、無子割合は1940年出生コーホートの13.5%から1945年の10.6%まで一度減少し、その後、1960年出生コーホートの17.0%まで徐々に増加しているが、むしろ1子割合の方が1940年出生コーホートの17.1%から1960年出生コーホートの26.9%。

イタリアの無子・1子割合の推移



出典：Source: Own calculations, using data from Statistics Italy (ISTAT)。ただし1960年出生コーホートは推計。

9%まで一貫して増大している点が目立つ。

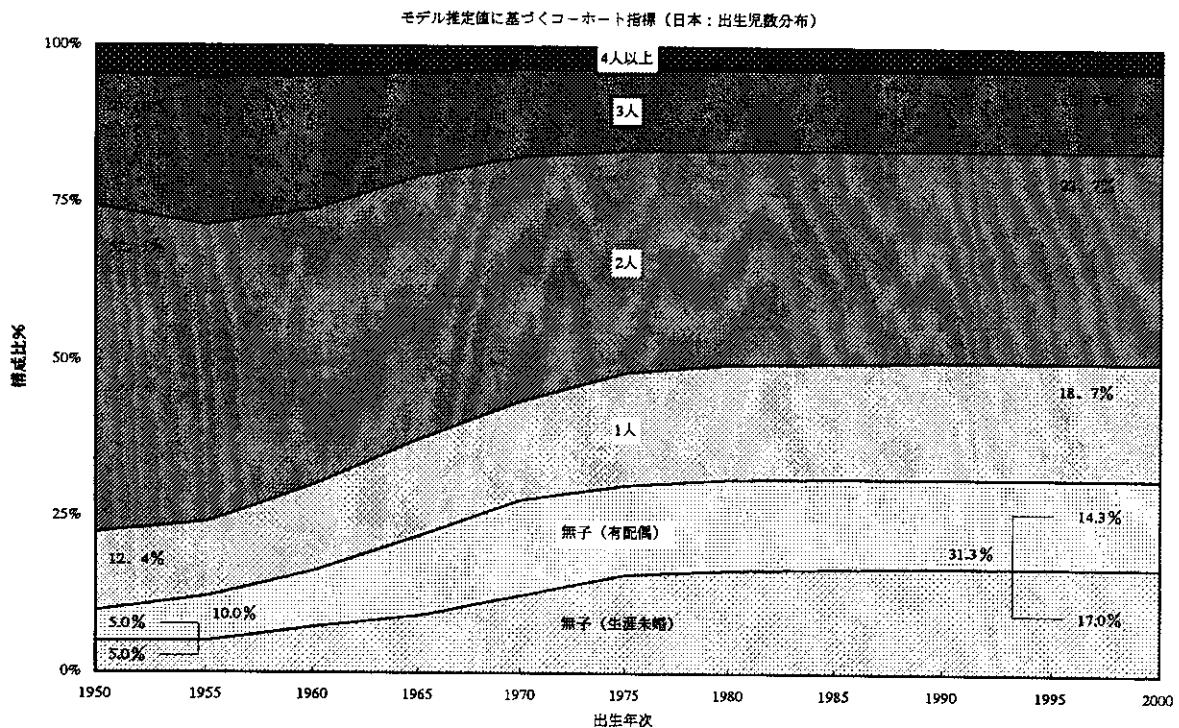
同様の傾向は、ポルトガル、スペイン、ギリシャなどの南欧諸国で見られるが、結婚—出産規範がドイツ—オランダ語圏よりさらに強いこれらの地域では、むしろ1子割合の増加の方が大きく、晩婚化とともに結婚後、家族規模を最小に止める傾向が見られるという（Dorbritz,2002：9）。

（3）日本

国立社会保障・人口問題研究所による2002年長期人口推計で仮定されているモデルで、我が国の女子完結出生力に占める出生児数割合の推移をみると（1960年までは実績値、以降は推定値を含む）。

無子割合は、1950年出生 cohorts の10.0%（うち生涯未婚率5.0%）から1960年の16.4%（うち生涯未婚率7.4%）まで増加、1985年出生（2002年新長期推計の目標 cohort）では31.2%まで上昇すると予測されている（約半分は生涯未婚率の上昇16.8%による）。

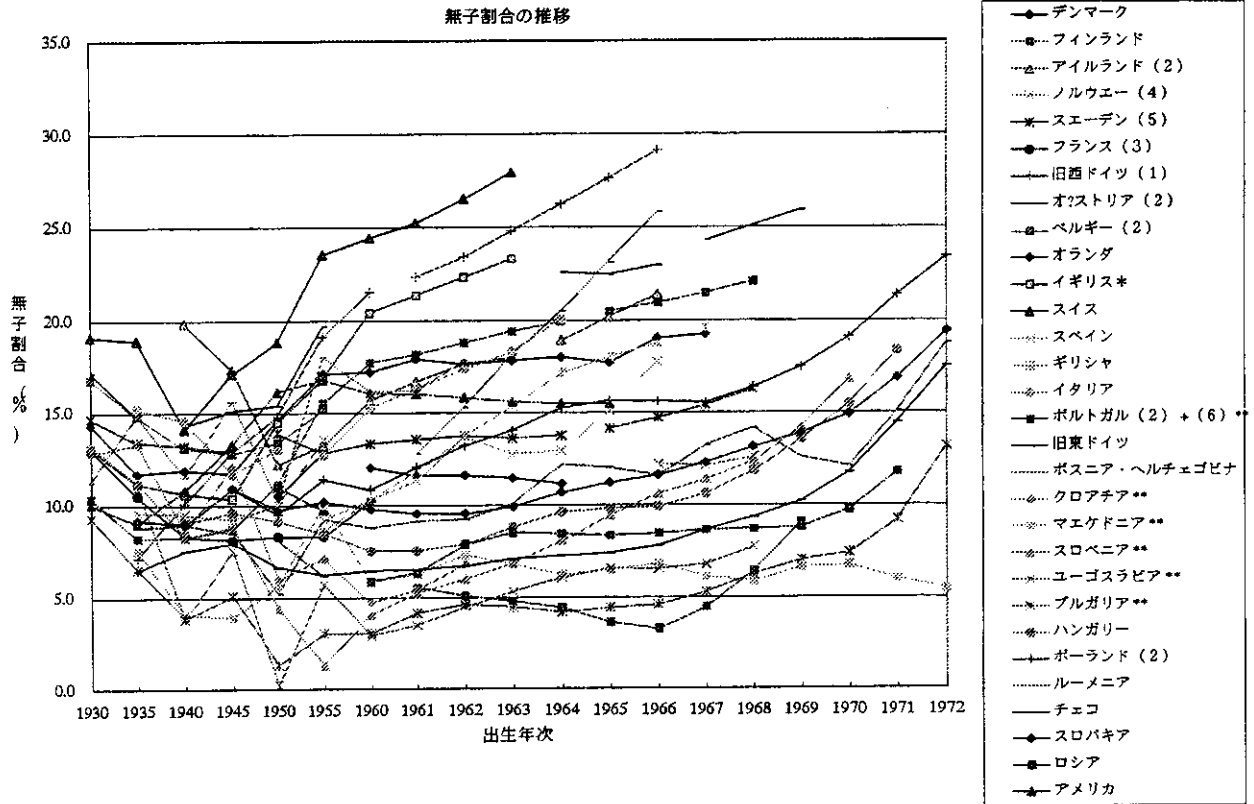
一方、1子割合も1950年出生 cohorts の12.4%から1960年の13.6%まで増加、1985年出生（2002年新長期推計の目標 cohort）では18.5%まで上昇すると予測されており、ドイツ語圏諸国より南欧諸国に近い動きがみられる。



出典：国立社会保障人口問題研究所。長期人口推計における完結出生児数の分布％。
注：数値は一般化対数ガンマ分布モデルによる年齢別初婚率および年齢別出生率の推定値に基づく。

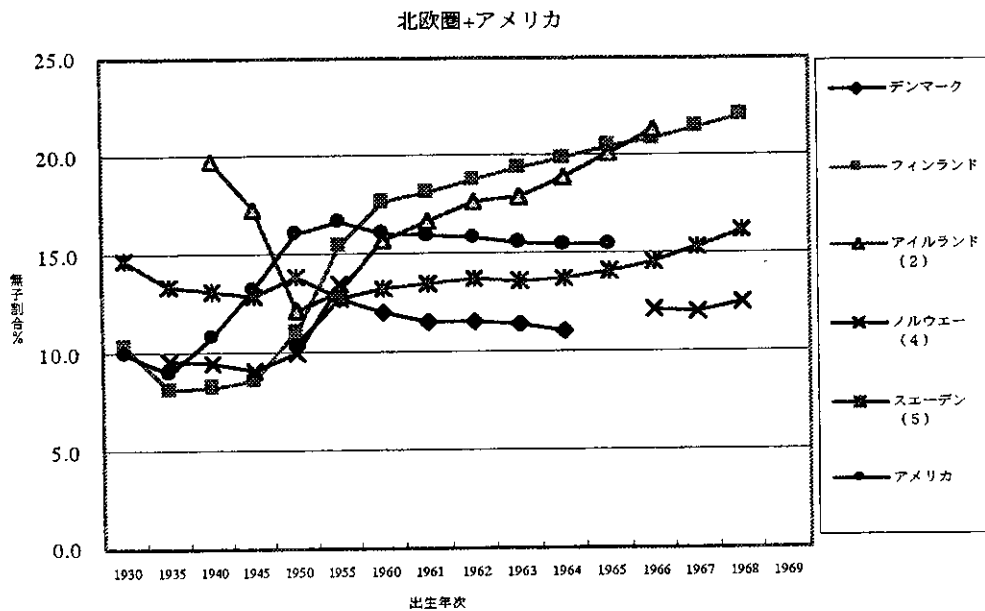
3. 無子割合の国際比較

このように無子割合や1子割合の増加には、地域により、かなり異なるパターンが見られ、これが結婚・出産規範の強さに関係していることがうかがわれる。しかし、多数の国を比較した場合、1子割合の問題を別とすれば、無子割合の増加は先進諸国に共通した現象であるといえよう。



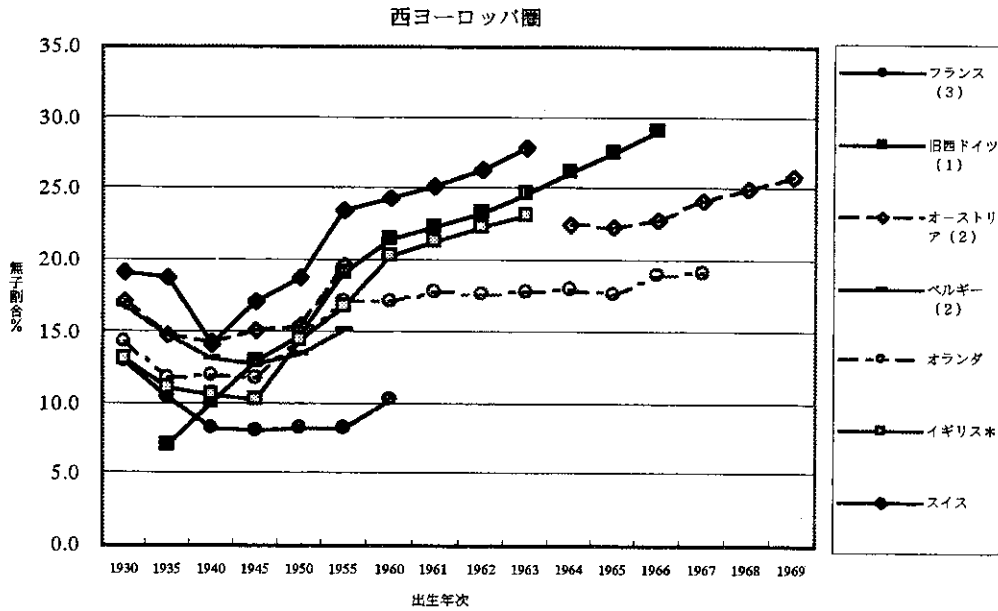
(1) 北欧圏とアメリカ

フィンランド、アイルランド、スウェーデンは、ゆるやかに増加。デンマークとアメリカは10%から15%で安定している。



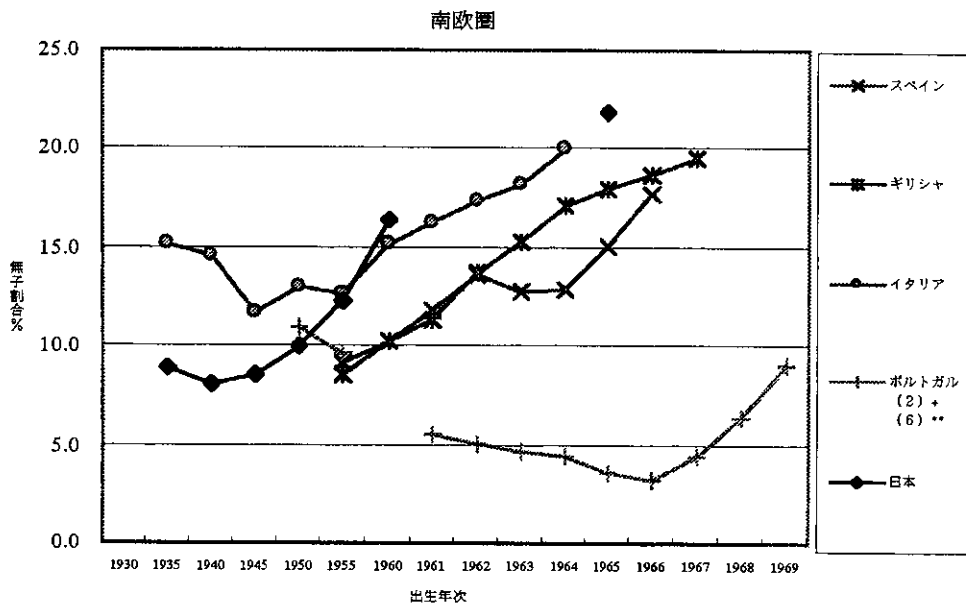
(2) 西ヨーロッパ諸国

- ・ スイス、ドイツ、オーストリア、オランダなどドイツ・オランダ語圏諸国が20%-30%の高水準で推移。イギリス、フランス、ベルギーも同様の傾向を示している。



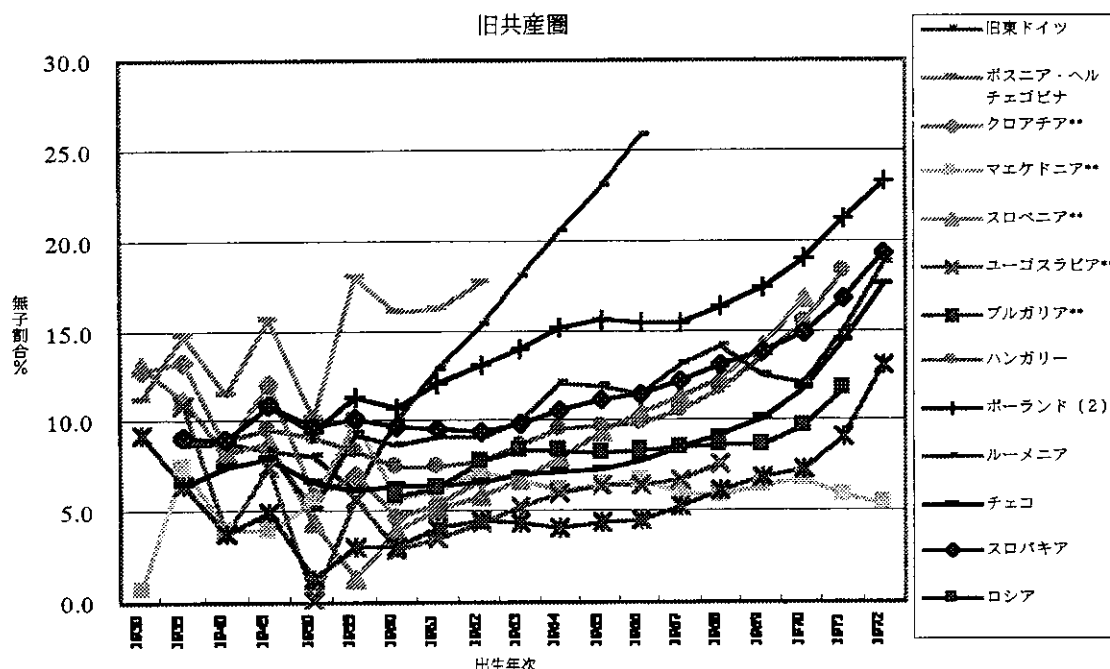
(3) 南ヨーロッパ諸国と日本

- ・ イタリア、ギリシャ、スペイン、日本なども20%水準に上昇。ポルトガルは遅れて上昇の兆しをみせている。



(4) 旧共産圏諸国

旧東ドイツ地域で急激に上昇。全体的には 1960 年出生 cohorts までは 10%ラインを越していないが、社会体制の激変以降、急速な増加が予想されている。例外はマケドニアで 5%水準に留まると予想されている。



5. 無子・1子割合の増加要因

無子・1子割合の増加要因には、人口学的要因と社会経済的要因の二つが考えられるが、この問題に焦点を絞った研究はまだ少なく、いずれも仮説の域を出ていない。

(1) 人口学的要因

平均初婚年齢の上昇が、出産可能期間に占める結婚期間の短縮や、第1子平均出産年齢の上昇を通じ、自然出生力からみた妊孕力の相対的低下を招き、無子割合を高めている可能性が考えられ、この点を考慮すれば、意図せざる無子 involuntary childlessness と意図的な無子 voluntary childlessness の区別は極めて曖昧なものである可能性が高い。

シュバルツは、意図的な無子 Gewollte Kinderlosigkeit には両親になることを原則的に拒絶することから、子供を持つことを常に先送りするといったことまでの広汎な意志決定が含まれるとしている。これに対し、望まざる無子 Ungewollte Kinderlosigkeit は、妊娠または出産不能によるものであると述べているが、FFS の調査で無子者のうち、「仮に望んだ場合に、あなたは子供を生むことができるか」という質問に「いいえ (多分無理、絶対無理)」と答えた者の割合は (表 1)、東西両ドイツ地域とも年齢とともに明らかに増加している。また「避妊しないと妊娠する危険性があるか」という別の質問に対し「いいえ」と回答した者の比率も同様の傾向を示しており、これらの結果はシュバルツが分析した、1933 年の東プロイセンのカトリック農民における初婚年齢と無子

割合の関係 (Schwarz, 1974) とも対応していて、30 歳を過ぎると妊娠または出産能力は明らかに低下すると考えられる。

このことからみて、現代の 30-40 歳代の無子は、社会的にも個人的にも意識的な無子 voluntary childlessness と捉えられているが、実際には意識的な無子と望まざる無子の関係は、それほど明確ではない。つまり、若い時は望んで無子を選択していたとしても、その後、歳を取るにつれて、実質的には望まざる無子となる可能性が高い。また人工授精に失敗した夫婦に見られるように、当初は望まざる無子であっても、失敗を心理的に合理化する過程で、意識的な無子へ変化する可能性も十分考えられるという (Dorbritz & Schwarz, 1996 : 252- 254)。

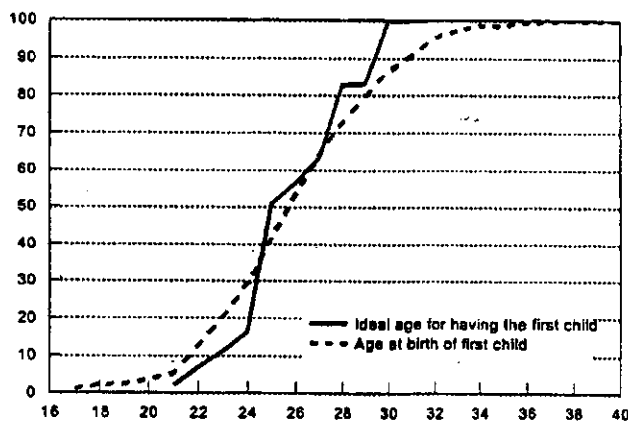
表 1 無子者のうち

「仮に望んだとしても、子供を生むことはできない」と回答した者の比率 (%)

性別	年齢	旧西ドイツ地域	旧東ドイツ地域
女性	20-29	2.3	3.2
	30-39	14.8	26.8
男性	20-29	2.5	3.5
	30-39	9.1	13.5

出典 : J .Dorbritz , K. Schwarz 1996:253

また、オランダでは、第 1 子出生の実現時期が、高年齢になるほど、希望時期より遅くなる傾向が確認されている (Beets,1996;Nimwegen,2001)



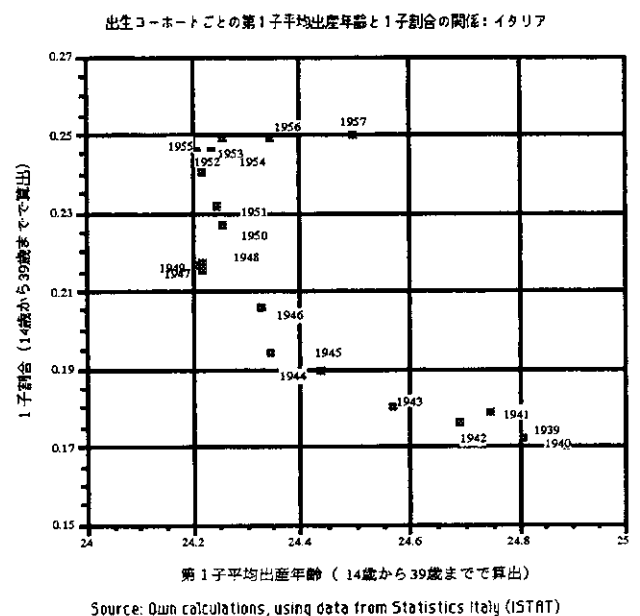
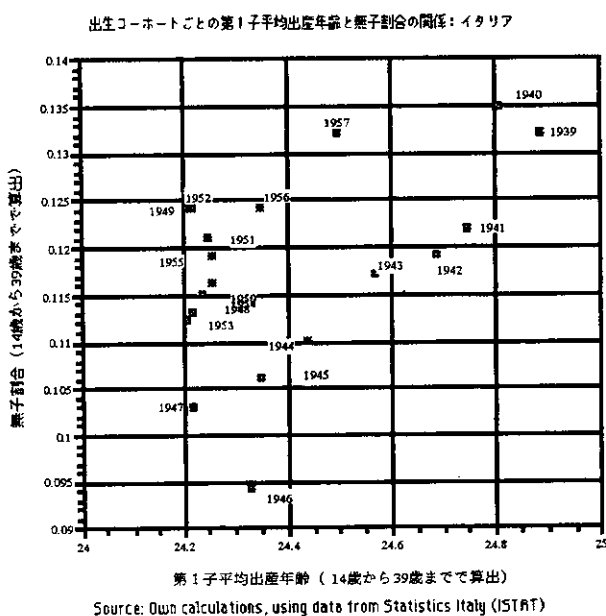
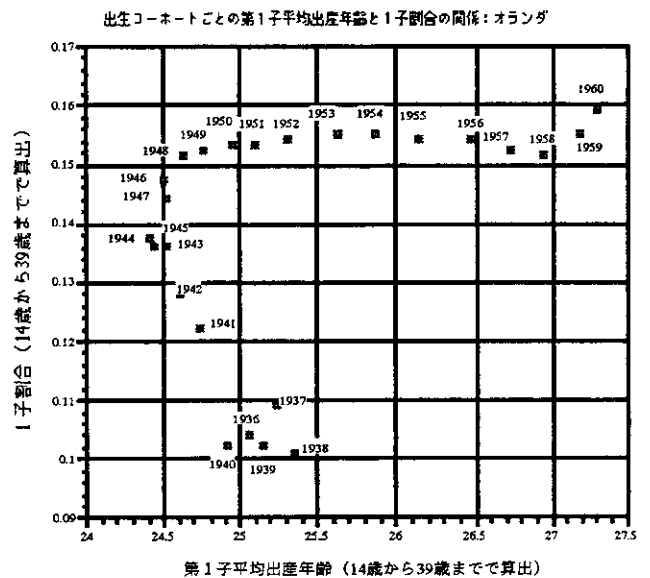
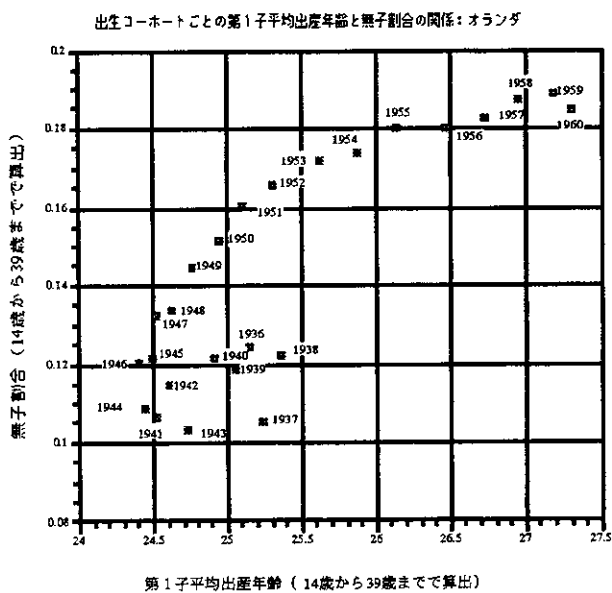
Source: NIDI, 1997 Survey on Population and Welfare.

さらにシュバルツは、その他の人口学的要因として出生児の出生順位別分布の変化を指摘している。すなわち、1960 年代から 1970 年代にかけての旧西ドイツ地域の出生減退は、まず 1940 年代の出生コーホートの女性において 3 子と 4 子以上の割合が低下し、1 子家族の比率が上昇、次に 1950 年代中頃の出生コーホートの女性で、この 1 子家族の割合も低下し、かわって無子割合が

上昇という二つのフェーズで進行しており、ここから一人っ子（Einzelkind）として育った者は無子に留まる可能性が高いという仮説が設定できるという。

実際、FFS データを用いて、旧西ドイツ地域の男女 30-39 歳について、純世帯所得、母親の子供数、居住地の人口規模、学歴、教会訪問回数など、子供数に影響を与えると思われる様々な要因を多変量回帰モデルで分析すると、男女とも決定係数 0.25-0.27 で子供数の偏差を説明できるが、とりわけ注目されるのは、母親の子供数の有意性が極めて高い点であるという。

つまり、母親の（が生んだ）子供数が少なければ少ないほど、その娘の（が生んだ）子供数が少ないという傾向が確認できる。さらに無子割合について行った分析では、一人っ子として育った女性は、多子家庭で育った女性より、無子に留まる確率が高く、これに対し2子、3子、4子以上の家庭で育ったかどうかは無子割合に全く影響しないことがわかったという（Dorbritz &



Schwarz, 1996:249)。

以上のように人口学的要因について様々な知見が報告されている。しかし、各歳別の出生順位別出生率データが入手できたオランダとイタリアについて、第1子平均出生年齢と無子・1子割合の相関図を作成したが、明確な相関は確認できなかった。

(2) 社会経済的要因

ドルブリッツによれば、旧西ドイツ地域の場合、無子割合と有意な正の相関がある社会階層要因は、低所得、高学歴、フルタイム就業、同棲、単独世帯などで、これらの変数から無子が発生し易い、次のような二つの社会階層を抽出することができるという (Dorbritz & Schwarz, 1996:246)。

1) フルタイム就業で高学歴で未婚の女性：このグループの無子割合は約 89%と極めて高い。この「キャリア層 (das Karrierenmilieu)」とも呼ぶべき女性たちは、高いキャリア志向と、現状における家族と仕事の両立可能性の低さから、結婚及び子供に対して、意識的に否定的決断を下していると考えられる。

2) 非婚でフルタイム就業であるにもかかわらず低所得 (月収 2500DM 以下) の女性：このグループの無子割合も約 65%とかなり高い。この「競合選択層 (das Milieu der konkurrierenden Optionen)」とも呼ぶべき女性たちは、子供を持つにも、また消費志向の強い社会に喚起される欲求を満たすにも、自分の所得が不十分であると感じていると思われる。

しかし、このような要因が、他の先進諸国の無子割合との関係でも、同様の有意性を持つかについて、さらに検証を進める必要がある。

6. まとめと考察：2子規範は崩れるか？

今回集めたデータと資料から、次のようなことが確認できると思われる。

- 完結出生力水準が再生産以下 (=無子+1子割合) に留まる人の割合が増加しているという意味では、いわゆる『2子規範』は、殆どの先進地域で、事実上、崩壊しつつある。しかし、ヴァンデカーが指摘する、晩産化にともなう高年齢での低順位出生の増加がその原因とはいえず、第1子出生年齢と無子・1子割合との間に明確な相関は確認できない。
- このような無子・1子割合の増加が、再生産規範の多様化を意味するものなのか、あるいは無子層と有子層への二極化を意味するものなのかは国により異なる。このためコーホートの完結出力が長期的に再生産レベルより低い水準で安定化するかどうかは即断できない。
- いわゆる『2子規範』は、事実上、崩壊しつつあるが、これを規範の変化として、裏付けるような、意図的無子 (voluntary childlessness) の増加は確認できない。少なくとも平均希望子供数などの変化は報告されていない⁽¹⁾。
- 今回の分析を通じて、むしろ多子家族の消滅と2子家族の増加は戦後の一時的現象であったのではないかという疑問を持った。つまり、戦前、第一の人口転換で生じた出生抑制を通じ家族規模を縮小する行動パターンが戦後になり、より徹底して浸透し多子家族の消滅による二子家族の相対的増加から、さらに1子あるいは無子へと深まってきたとも考えられる。

謝辞：本稿は厚生科学研究費 (課題番号 H-11-政策-008) による研究成果の一部である。また調査にあたっては、BiBのJ.Dorbritz、NIDIのG.Beets、E.van Imhoff、INEDのJean-Paul Sardonほか、多数の方のご協力を得た。改めて謝意を表す。

註

(1)たとえば、日本の場合、未婚女子の平均希望子供数は第8回(1982)の2.29人から第11回(1997)の2.13人まで減少傾向にあるが、それでも2人を上回っている。また子供数別分布も0人が5.1%、1人7.5%、2人57.0%となっており、2子が過半数を占めている(国立社会保障・人口問題研究所編, 1999:78)。また有配偶女子の平均理想子供数も第8回(1982)の2.20人から第11回(1997)の2.17人まで減少傾向にあるものの、それでも2人を上回っている。さらに結婚10年未満の若い夫婦の理想子供数別分布も0人が2.1%、1人4.5%、2人51.5%となっており、やはり2子が過半数である(国立社会保障・人口問題研究所編, 1999:35)。ドイツの場合もFFS1992の結果では、理想子供数別分布では2人が60%以上、0人は2%-3%、3人が18%程度であり、意識調査でみるかぎり2子規範は崩れていない。

参考文献

- 国立社会保障・人口問題研究所編、1999、「平成9年 独身青年層の結婚観と子ども観—第11回出生動向基本調査」、財団法人 厚生統計協会
- Beets, G., 1996, Does the increasing age at first motherhood lead to increases involuntary childlessness. EAPS/IUSSP, Evolution or revolution in European population European Population Conference, Milano 1995, Vol. 2. Contributed papers, pp.15-29.
- Dorbritz, J., K.Schwarz, 1996, Kinderlosigkeit in Deutschland – ein Massenphänomen? Analysen zu Erscheinungsformen und Ursachen", *Zeitschrift für Bevölkerungs-wissenschaft*, JG 21, 3/1996, Harald Boldt Verlag, S.231-261
- Dorbritz, J., 2002, Living arrangements in Germany-Pluralisation or Polarisation? –The change of the social institution 'Family', Paper to be presented at Foreign Scholar Lecture Series of the National Institute of Population and Social Security (NIPSSR), Tokyo, Japan, 19 March 2002
- Nimwegen, N. Van, M. Blommesteijn, H. Moors, G. Beets, 2001, Late motherhood in the Netherlands: current trends, attitudes and policies, NIDI
- van de Kaa, Dirk J., 2002, Paper to be presented at the Sixth Welfare Policy Seminar of the National Institute of Population and Social Security (NIPSSR), Tokyo, Japan, 29 January 2002
- van Imhoff, E., 2001, On the impossibility of inferring cohort fertility measures from period fertility measures, *Demographic Research* Vol. 5, Article 2 (published 24 September 2001), Max-Planck-Gesellschaft. www.demographic-research.org
- Roloff, J., J. Dorbritz (Hrsg.), 1999, Familienbildung in Deutschland Anfang der 90er Jahre – Demographische Trends, individuelle Einstellungen und sozio-ökonomische Bedingungen, *Schriftenreihe des BIB Band 30*, Leske+Burdich
- Sardon, J.-P., 2000, Evolutions recentes de la Demographie des pays developpes, in La Conjoncture Démographique: L'Europe Et Les Pays Développés D'outre-Mer, *Population* No. 4-5-2000, 29-64

資料：ドイツ語圏諸国の家族政策関連年表

原 俊彦

- 旧西ドイツ地域
- 旧東ドイツ地域
- オーストリア
- スイス
- オランダ

家族政策関連年表 (旧西ドイツ地域)

年 月 日	事項	
1949	ドイツ連邦共和国基本法 第6条「婚姻および家族は国家的秩序の特別な保護の下に置かれる」	(1)
1952 1 24	母性保護法 (Mutterschutzgesetz) : 出産後8週まで就労禁止、母性手当 (Mutterschaftsgeld) 月額750DM	(1)
1953 10 20	アデナウワーの施政方針演説 (第二次CDU/CSU政権) : 人口政策的側面に言及 連邦家族問題省の創設	(1)
1954 11 13	児童手当法 (Kindergeldgesetz) の成立	(1)
1955 1 1	児童手当法の実施 : 18歳未満の第3子以降1人に付き月25 DM: 財源は事業主ベースの拠出金、徴収/支払いは職業別同業者組合に設置された家族調整金庫 (Familienausgleichskasse) による	(1)
1958	専業主婦の養い婚 (Versorgungsehe) を税制上優遇する税分割制 (Ehegattensplittung)	(2)
1961 7 18	家族調整金庫法 (Familienausgleichskassegesetz) の改正、18歳未満の第2子以降に拡大、1人月25 DM (年間所得7200 DM以下) 拡大分の財源は連邦の税財源、連邦雇用庁に設置	(1)
1964 4 14	連邦児童手当法 (Bundeskindergeldgesetz) の成立 : 財源はすべて連邦の税財源、連邦雇用庁の児童手当金庫を通じて支給に統一される。(第2子25DM、第3子50DM、第4子60DM、第5子以降70DM)	(1)
1961 8	ベルリンの壁構築	(3)
1965	住宅手当法	(2)
1968	母性保護法	(2)
1972	自然動態がマイナスに転じる	(2)
1974	H.シュミット政権誕生	(1)
1974 8 5	所得税法の改正・児童手当と児童控除の一元化 : 児童扶養控除の全廃、財源を一般財源、第二子の所得制限廃止。原則18歳まで、ただし教育・職業訓練中は最長27歳まで。対象児童数2.7倍、支給額3.6倍に拡大:(第1子より月50DM、第2子70DM、第3子以降120DM)	(1)
1975 1 1	改正所得税法の実施	(1)
1976	妊娠中絶禁止緩和 (Indikationslösung)	(3)
1977	婚姻・離婚法の改正	(2)
1978 1 1	第2子の児童手当の増額:(第1子月50DM、第2子80DM、第3子以降150DM)	(1)
1979 6 25	母性休業法 (Mutterschaftsurlaub) : 母性保護法の就労禁止期間に引き続き4ヶ月 (合計6ヶ月) の休業+母性休業手当 (Mutterschaftsurlaubsgeld) 月額750DMを支給	(1)
1979 1 1	第3子以降の児童手当の増額(第1子月50DM、第2子80DM、第3子以降200DM)	(1)
1979	第3回 家庭白書 (*人口政策的傾向が強かった)	(3)
1982 1 1	第2子及び第3子の児童手当を20DM減額(第1子月50DM、第2子100DM、第3子220DM、第4子以降240DM)・支給対象年齢の上限を18歳から16歳に引き下げ	(1)
1982	H.コール政権 (CDU/CSU) 誕生	(1)
1983 1 1	予算随伴法 (Haushaltsgegleitungsgesetz1983) により、第2子以降の児童手当に所得制限を復活 (第2子は70DM、第3子以降は140DMに減額)。	(1)
1983	外国人労働者の帰国奨励法の制定	

年 月 日	事項	
1983	児童扶養控除の復活（児童一人につき432DM）	(1)
1984	予算随伴法により母性休業手当減額（月額510DM）	(1)
1985 7 11	遺族年金および育児期間法(Hinterbleibenrenten und Erziehungszeitengesetz)	(1)
1985 12 6	連邦育児手当法(Bundeserziehungsgeldgesetz)	(1)
1986 1 1	児童扶養控除の拡大（児童一人につき2484DM）	(1)
1986 1 1	育児手当（Erziehungsgeld）・育児休業（Erziehungsurlaub）の創設。（生後10ヶ月まで。育児のために就労できない親（父親または母親）月額600DMの支給）。育児期間の年金期間への算入3年。1986年1月1日以降は一人につき1年、平均賃金の75%で就労していたものとみなす。1921年以降に生まれた者に限定。児童手当加算（Kindergeldzuschlag）を創設：月額46DM（児童扶養控除の2484DMに、最低所得税率22%を乗じたもの）	(1)
1987 7 12	育児給付金法（Kindererziehungsleistungsgesetz）：1987年10月1日から3年間かけ4段階で分け、生年に応じた給付金の支給	(1)
1988 1	育児休業（Erziehungsurlaub）を生後12ヶ月まで延長	(1)
1989	医療保険法改正による在宅介護給付の創設	(1)
1989 7	育児休業（Erziehungsurlaub）を生後15ヶ月まで延長	(1)
1989 10	ベルリンの壁 崩壊	(3)
1989 12 18	育児期間の年金算入改善（1986年以前の育児期間も算入1992年以降は1年から3年へ）	(1)
1990	児童扶養控除の拡大：児童一人につき3024DM	(1)
1990	児童手当加算（Kindergeldzuschlag）の増額：月額48DM	(1)
1990 5 29	連邦憲法裁判所による違憲判決：家族の最低生活水準（Existenzminimum）は課税してはならない。	(1)
1990 6 12	予算随伴法（1983）の基礎控除・児童扶養控除の水準は低すぎるとの判決。	(1)
1990 7	育児休業（Erziehungsurlaub）期間：生後18ヶ月まで延長	(1)
1990 8 31	「ドイツ統一達成に関するドイツ連邦共和国とドイツ民主共和国間の条約（統一条約）」締結。移行期間内（1992.12.31）は基本的に両国の旧制度に従い、それ以降は特別の規定を除いて西ドイツの制度を全ドイツに適用するものと定めた。	(2)
1990 10 3	東西両ドイツ地域の再統一	(2)
1991	外国人法（改正）：長期滞在の外国人労働者の国籍に関しては、血統主義から出生地主義へと転換、本人と両親のいずれかがドイツ生まれであり、8年以上ドイツに居住している外国人に二重国籍が認められるなど統合・同化方針を採用	(2)
1992	児童手当加算（Kindergeldzuschlag）の増額：月額65DM	(1)
1992 1 1	育児休業（Erziehungsurlaub）期間：生後36ヶ月まで	(1)
1992 1 1	3年間の育児期間が年金支払い期間に算入される	(2)
1992	児童青少年支援法の改正により、3歳以上の未就学児に幼稚園への就園を100%補償することが、地方自治体に要請される	(2)
1993 1 1	育児手当（Erziehungsgeld）の支払い期間延長：生後24ヶ月まで延長	(1)
1994	介護保険法の制定	(1)
1994	育児手当（Erziehungsgeld）に所得制限を導入（子供1人の夫婦で年間所得10万DM以下。ただし7ヶ月目以降は所得制限（年間所得2万9400DMを越えると1200DMごとに40DM減額。年間所得4万5200DM以上は支給なし。）	(1)

年 月 日	事項
1995	戦後最低の合計特殊出生率1.24（東0.77、西1.35）。『第五回 家庭白書』（連邦家族高齢者女性青少年省）有子家庭の経済的不利を調整するという意味において“家族負担”という語が用いられてきたが、今後は子育てを“負担”（Lasten）ではなく“能力”（Leistung）とみなすことが示されている。(2)
1995 10 11	租税法(Jahressteuergesetz 1996)の改正・一元的・選択的な児童手当と児童扶養控除の仕組み（オプション・モデル）の創設。家族負担調整familienlastenausgleichから家族能力調整Familienleistungsausgleichへ。児童手当の位置づけを社会保障給付から税法上のものに変更した。(1)
1995 12 31	児童手当加算廃止 (1)
1996 1 1	児童手当・児童扶養控除の大幅引き上げ（第1子・第2子200DM、第3子300DM、第4子以降350DM、児童扶養控除の6264DM） (1)
1997 12 16	年金改革法（Rentenreformgesetz 1999）：育児期間の年金算入（平均賃金の75%を1998年7月から85%、1999年7月90%、2000年から100%に引上げ） (1)
1998 9 27	G.シュレダー（SPD/90/緑の党）政権発足 (1)
1998 12 19	1999年租税法(Steuerentlastungsgesetz 1999)。(1)
1999 1 1	児童手当の増額（第1子・第2子250、第3子300DM、第4子以降350DM、児童扶養控除の6264DM） (1)
2000 1 1	児童手当の増額（第1子・第2子270DM、第3子300DM、第4子以降350DM、児童扶養控除の6912DM） (4)
2001 1 1	育児手当の増額（2001年1月1日生まれより月600DM生後24ヶ月まで。あるいは月900DM生後12ヶ月まで。ただし所得制限あり。） (4)

出典及び参考文献

(1) 田中耕太郎、1999、「第7章 家族手当」、古瀬 徹・塩野谷祐一（編）、『先進諸国の社会保障 第4巻 ドイツ』東京大学出版、pp.131-149

(2) 魚住 明代、1996、「ドイツにおける出生率と家族政策」、阿藤 誠編、『先進諸国の人口問題—少子化と家族政策』、東京大学出版会、pp.221-256

(3) E・ベックニゲルスハイム、香川檀（訳）、「出生率はなぜ下がったか—ドイツの場合」、1992、勁草書房

(4) Höhn, C.& J. Dorbritz、2001, Fertility Trends and Family Policy in Germany-Report submitted to the Imperial Gift Foundation Boshi-Aiikukai (Aiiiku Association for Maternal Health and Welfare)、「平成12年度 厚生科学研究 政策科学推進研究事業 研究実績報告書」、社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会、495-548

(5) Wendt, H.,1991,Geburtenhäufigkeit in den beiden deutschen Staaten-zwischen Konvergenz und Divergenz, Zeitschrift für Bevölkerungs-wissenschaft, JG 17, 3/1991, S.251-281, Harald Boldt Verlag

家族政策関連年表 (旧東ドイツ地域)

年 月 日	事項	
1949	西側への人口流出による労働力不足、女性の就業を奨励。	(3)
1949 3 16	妊婦の保護強化と家族週間援助(Familienwochenhilfe) の財政支援強化	(1)
1949 8 15	母子点数帳：Punktkarten an werdende Mütter und Säuglinge の発行。妊婦及び新生児への食料などの優先配布	(1)
1950 9 27	母子保護と女性の権利法 (Gesetz über den Mutter- und Kinderschutz und die Rechte der Frau) 制定。母子への経済援助、保育園・幼稚園などの家庭外保育機会の提供など	(1)
1951 1 20	母子保護と女性の権利法の関連施策の制定。出産援助金(Geburtenbeihilfe) の導入。第3子100M、第4子250M、第5子以降500Mの一時金、第4子以降は毎月20Mの児童手当	(1)
1956 1 19	子供が病気の母子家庭に対する物質的・経済的支援策。2月1日より4週間分の傷病手当 (Krankengeld) 支給	(1)
1958 5 28	母子保護と女性の権利法(1950)の改正：出産援助金(Geburtenbeihilfe) を増額。第1子500M、第2子600M、第3子700M、第4子800M、第5子以降1000Mの一時金	(1)
1961 8	ベルリンの壁構築	(3)
1963 9 5	妊産婦有給休暇(bezahlte Schwangerschafts- und Wochenurlaub) を出産6週間前・出産後8週間に延長(それ以前は出産5週間前・出産後6週間)	(1)
1967 5 3	第4子以降の児童手当を増額。4子60M、5子以上70M	(1)
	東ドイツ憲法(1968)は、国家による婚姻と家族の保護に加えて、母性を国家の特別な保護の下に置いた。	(2)
1969 8 27	第3子にも児童手当。月50M	(1)
1971	ドイツ社会主義統一党第8回党大会：母性と就業の調和、家族計画の強化、出生促進路線を宣言	(1)
1972 3 9	国民会議、妊娠中絶法を可決。	(1)
1972 4 28	ドイツ社会主義統一党、ドイツ民主共和国政府、ドイツ統一労働組合が、新しい総合社会政策を決定。妊産婦有給休暇を18週へ延長。2子以上の母親への週40時間労働の導入。結婚資金貸与制度(26歳までに結婚する夫婦に5000Mを8年間無利子で貸与。第3子出産で返却不要。	(1)
1973 3 22	フルタイム就業・学生・職業訓練中の母親及び母子家庭に対する、乳幼児の保育所などへの優先入所を指定	(1)
1976 5 27	ドイツ社会主義統一党、ドイツ民主共和国政府、ドイツ統一労働組合が総合社会政策の拡張を決定。妊産婦有給休暇を26週へ延長。2子以上の母親は最後の子供が満1歳になるまで有給休暇取得。2子300M、3子以上350Mの傷病手当 (Krankengeld) 支給	(1)
1979	2子-3子家族実現を人口再生産・社会主義建設に不可欠な目標として公式に打ち出す。	(1)
1981 10 29	第3子以上への児童手当を増額。12月1日より月額100M	(1)
1984 5 17	ドイツ社会主義統一党、ドイツ民主共和国政府、ドイツ統一労働組合がさらなる総合社会政策の拡張を決定。3子以上を持つ家族への住宅優先割当、子供が病気の母親に対し13週までの看護有給休暇、第3子以上の出産に対し生後18ヶ月までの有給休暇。	(1)

年 月 日	事項
1986 4 22	ドイツ社会主義統一党、ドイツ民主共和国政府、ドイツ統一労働組合がさらなる総合社会政策の拡張を決定。5月1日より、第1子以上の出産に対し生後満1歳までの有給休暇、子供が病気の既婚2子の母親に対し看護有給休暇、児童手当を増額、第1子50M、第2子100M、第3子以上150M。 (1)
1989 10	ベルリンの壁 崩壊 (3)
1990 8 31	「ドイツ統一達成に関するドイツ連邦共和国とドイツ民主共和国間の条約（統一条約）」締結。移行期間内（1992.12.31）は基本的に両国の旧制度に従い、それ以降は特別の規定を除いて西ドイツの制度を全ドイツに適用するものと定めた。 (2)
1990 10 3	東西両ドイツ地域の再統一 (2)

出典及び参考文献

- (1) Dorbritz, J. und J. Fleischhacke, Der Übergang von der Bevölke-rungs- zur Familienpolitik in den neuen Bundesl ändern — ein Beitrag zum familienpolitischen Diskurs in Deutschland, Zeitschrift f ür Bevölkerungsvorschung, 1/1995, 67-99
- (2) 魚住 明代、1996、「ドイツにおける出生率と家族政策」、阿藤 誠編、『先進諸国の人口問題—少子化と家族政策』、東京大学出版会、221-256
- (3) E・ベック＝ゲルンスハイム、香川 檀（訳）、「出生率はなぜ下がったか—ドイツの場合」、1992、勁草書房
- (4) Wendt, H., 1991, Geburtenh äufigkeit in den beiden deutschen Staaten-zwischen Konvergenz und Divergenz, Zeitschrift f ür Bevölke-rungs-wissenschaft, JG 17, 3/1991, S.251-281, Harald Boldt Verlag

家族政策関連年表 (オーストリア)

年 月	事項	出典
1811	一般市民法 (ABGB:Allgemeine Bürgerliches Gesetzbuch) の第44条「家族関係は、婚姻契約により成立する」。	FB1999-698
1929	共和国憲法の成立 (家族に関して先進的な草案 Renner-Mayr-Entwurf は生かされず)。	FB1999-706
1949 9	一般会計予算から支出されていた養育手当Ernährungsbeihilfeが、給与所得の総額と結びついた (家族負担調整基金の原型) 基金による児童手当Kinderbeihilfeに代わる。	FB1999-431
1950	人権と自由の保護に関する協定 (die Konvention zum Schutz der Menschenrechte und Grundfreiheit (EMRK) Art12 「結婚年齢に達した男女は、結婚し、家族を形成する権利を持つとともに、子供に対し同等の権利と義務を負う。」 Art8 「各人は、家族生活に対する要求を持つ。国家は家族生活に介入してはならない。」) しかし、国家が家族の基本権を守るために、どこまでの義務を負うかは、あいまいなままに止まった。	FB1999-706
1955	憲法に、人口政策 (児童手当の保障と家族負担の調整をめざす) の条項を入れようとする試みがあったが失敗。	FB1999-706
1957	母性保護法の実施とともに、母性保護期間 (産児休業) に引き続き、6ヶ月の育児休業が女性に認められる。	
1961	母性保護期間 (産児休業) に引き続き、「育児休暇Karenzurlaub」として12ヶ月に延長され、同時に育児休業手当の制度が導入された。	
1967	家族負担調整法 (Familienlastenausgleichsgesetz: FLAG) の改正 連邦総理府に家族政策審議会が設置される (連邦法No.112)。	FB1999-428
1969	1955年の問題について、結婚及び家族形成の権利の保障は、経済的保障を含むものではないとの憲法裁判所の判断が下される。	FB1999-707
1971	連邦総理大臣が家族政策担当秘書官を任命。 通学補助金または無料通学制度を導入。教科書も原則無料。	FB1999-428
1972 1	結婚補助制度 (Heiratsbeihilfe) の導入: 結婚にともなう支出 (持参金や独立資金) の税控除	IFD1999: 25
1974	母子手帳 (Mutter-Kind-Pass) 制度の導入。出産手当の増額。母子家庭に限り、育児休業期間終了後、特別緊急援助金を受けることが可能となり満三歳まで子供の養育に専念できる。計画外妊娠を減少を目的に家族相談所ネットワーク開設。	
1975	介護休暇の導入。非自営の就業女性・男性は、同一世帯員 (子供、配偶者、両親など) を介護するために年1週間まで休業することが可能となる。	
1982	農婦や他の自営業の女性にも産休手当として自営援助金 (Betriebshilfe) を支給	
1983	連邦家族・青少年・消費者保護省を創設。家族政策が政策分野として独立。 結婚にともなう支出 (持参金や独立資金) の税控除廃止 BGI 1983/587	FB1999-428 IFD1999: 25
1984 1	結婚補助制度 (Heiratsbeihilfe) が廃止されるとの噂が流れた	IFD1999: 25
1987	労使協定は、夫婦と家族に関する規定を憲法に載せることで合意。両親、子供、夫婦、家族、人間の私的領域に関する連邦憲法草案がまとまる。 6 総理府憲法局が、夫婦と家族に関する憲法条項を草起。が、議決に至らず。 環境、青少年、家族を所管する連邦環境・青少年・家族省を創設 結婚補助制度 (Heiratsbeihilfe) 廃止。Abgabenänderungsgesetz 1987, BGI 1987/606	FB1999-428 FB1999-428 FB1999-428 IFD1999: 25

年 月	事項	出典
1988 1	離婚した相手に対する生活費支払い分の税控除の廃止(Einkommensteuergesetz1988, BGBl 1988/400).	IFD199 9 : 25
1989	<p>単身所得・単身養育者／養育控除額の総所得制限と児童控除の上限引き上げ。BGBl 400/1988</p> <p>家庭学習における無償教科書の請求権を認める。BGBl 652/1989</p> <p>補償支払いの登録期限の延長（児童手当の場合と同様に3年まで）。児童手当受給における副収入の上限を2.500 Sから3.500 Sに引き上げ。労働局により求職中と認定される場合は満21歳までという児童手当請求の年齢制限が外れる。BGBl.Nr. 733/1988</p> <p>刑法改正：夫婦また同棲者における強姦・性的強制を性犯罪とみなす。BGBl 242/1989</p> <p>子供の服従義務が折檻禁止とともに制限される。BGBl 162/198</p> <p>相続権変更法：非嫡出子の相続権に関する差別が最終的に排除された。BGBl 656/1989</p> <p>25歳未満の女性の育児休暇手当要求の弁護が軽減される。BGBl 364/1989</p>	FB1999 -414
1990	<p>家族関連法 (Familienpaket) 成立。</p> <p>第二の養育年の導入、父親への育児休暇の創設。パートタイムの導入。BGBl 408/1990 FB1999-414</p> <p>すべての子供に対し、児童手当を月100 S増額。重度障害児や低所得の場合は、児童手当の他に、子供1人に付き200 Sの家族補助を導入。BGBl 652/1989 FB1999-414</p> <p>障害児童のケアに要する時間に対する年金保険の自己保険に対する年齢制限を30歳まで延長。BGBl 294/1990 FB1999-414</p> <p>保険義務期間後であっても、母子手当を請求することが可能となる。BGBl408/1990 FB1999-414</p> <p>亡命者の子供への通学手当・無料通学・教科書無償配布の実施。BGBl 409/1990 FB1999-414</p> <p>税制改革の基本事項の一つとして家族関連法の改善を目指すことが合意された。今後4年間で子供の教育推進する政策を立法化する。希望に応じた全日制学校・保育所・幼稚園の建設推進</p> <p>介護休暇期間の延長（子供が入院中の場合も含めた）</p> <p>就業している祖父母及び近親者への、育児休暇あるいは育児休暇手当の拡張</p> <p>家族補助金・育児休暇手当支給の所得上限を所得・賃金水準の変化に適應させる、単身収入者の控除を1000 S増額、育児休暇手当やパートタイム手当の支給を受けられない母または父親に対し、年12000 Sの出産手当一時金補助金を認める。</p>	FB1999 -414
1991	<p>児童手当の受給方法の改善（税務所への登録により4半期ごとの受給に代わりに、毎月受給が可能となる）。BGBl. Nr. 367/1991. FB1999-414</p> <p>家族負担均衡基金より生徒・学生の事故保険費用を年間60 Mio. S（従来は40 Mio. S）まで肩代わり、BGBl. Nr. 367/1991. FB1999-414</p> <p>週手当・育児手当などを受けられない非勤労女性の出産手当への上乗せ（一種の育児手当として）の導入（生後1年まで12回1世帯につき1.000 S）勤労者に対する補助金の導入（出産手当への上乗せと同様）。BGBl. Nr. 367/1991. FB1999-414</p> <p>過去5年（以前は3年まで）に遡り、（増額された）児童手当の受け取りが可能となる。BGBl Nr. 367/1991 FB1999-414</p> <p>家族補助金請求に対する所得制限の引き上げ。BGBl 367/1991 FB1999-414</p> <p>通学補助請求の最低距離を2 km以下に制限。BGBl 367/1991 FB1999-414</p> <p>女性相談ネットワークが開設される。</p>	FB1999 -414
1992	<p>男女均等関連法 Gleichbehandlungs-paket 成立。</p> <p>児童手当に対する母親の優先権の導入。BGBl 367/1991</p> <p>児童手当を月1450 Sに増額。BGBl 696/1991</p> <p>職業教育・職業再教育中の子供に対する児童手当支給の年齢上限を25歳から27歳（1学期目の成績証明が条件）に引き上げる。家族課税法 BGBl 312/1992</p> <p>子供のいる同棲世帯を、税制上、有配偶世帯と同じ扱いとする。</p> <p>母性保護のための労働禁止を拡張し、企業内の就業規則に明記。BGBl 833/1992</p> <p>育児休暇における免職・解雇保護規定を強化。BGBl 833/1992</p>	FB1999 -414

年 月	事項	出典
1993	<p>(婚姻)届出遅れに対する罰則規定の改正。 介護休暇の延長・有給化：12歳未満の子供が病気の場合は、さらに1週間の期間延長が認められ、最長2週間までの休業が完全有給となった。 環境・青少年・家族省が「家庭内暴力に対抗する基盤づくり (Platform gegen Gewalt in der Familie)」のキャンペーンを開始</p>	FB1999-414
1994	<p>連邦憲法(Art 10) (家族負担の調整(Familienlastenausgleich) を連邦政府の義務として規定する。 生徒・職業訓練生の通学無料化を最低限度距離内に制限。BGBl 511/1994 政府の家族政策の重点を職業と子育ての両立改善に置く。男女機会均等の前提条件としての保育施設の充実。</p>	FB1999-414
1995	<p>5月以降、児童手当の基本額を月1400 S から1300 S に減額。Art. 26, BGBl 297/1995 増額した育児休暇補助金を「補助金モデル」で補足。BGBl 297/1995 教科書10%自己負担。 姓名権法により、婚姻後の姓名変更可能性が拡大される。NamR_G BGBl 25/1995 妊娠中及び授乳中の母親の危険に対する、雇用者の注意義務。BGBl 434/1995</p>	FB1999-414
1996	<p>育児休業手当の支給期間を18ヶ月に短縮する措置を実施。(ただし、両親の一方が最低3ヶ月の育児休暇を取る場合には、最大満2歳まで支給)。BGBl 201/1996 出産手当・特別手当を廃止。BGBl 201/1996 世帯所得に応じ、(出産手当・補助金に代わり) 養育補助金の一種として、低年齢児童手当を導入(満1歳まで1世帯につき12回×1000 S.) Artikel 72, BGBl. Nr. 201/1996. 児童手当の支給対象年齢の上限を26歳に引き下げ(例外的に27歳まで：兵役・社会奉仕、妊娠中の女子学生、子供のいる女子学生、重度障害の学生、年齢上限なし：就業が不可能な重度障害者) Artikel 72, BGBl. Nr. 201/1996. 週手当・企業手当への負担割合を50%から70%に引き上げ。BGBl 201/1996 交通費補助金及び無料通学の廃止。BGBl 201/1996 保育機会充実プロジェクトに600Mio.Sを追加支出。これにより全日制で、利用者の経済状況に考慮した料金体系を持つ、質の高い施設整備を進める。 姦通罪の撤廃。BGBl 762/1996</p>	FB1999-414
1997	<p>出産手当にかわり2000S.の母子一時金を支給。 「育児休暇(Karenzurlaub)」が育児休業期間(Karenzzeit)と改称。 育児休業手当を健康保険から支給(以前はAMSから)。 「家庭内暴力に対する連邦保護法」の施行。 特別緊急援助金の3分の1を地域自治体が負担。 連邦政府が1997年から2000年まで毎年、600Mill. S(幼稚園建設資金)支出を決定。 家族介護のために通常の勤務時間を短縮することが可能となる。 教育推進法の規則を適用し、学生への児童手当支給を変更(支給対象期間を在籍期限+1学期)。BGBl. Nr. 433/1996.</p>	FB1999-414
1998	<p>育児休業手当受領中でも一定の限度額内なら臨時就業が可能となる(ただし、その分だけ育児休業手当は減額される)。BGBl 6/1998 教科書の自己所持を決定。BGBl 8/1998 母子手帳一時金2000 S を支給：BGBl 14/1997, Artikel XVI, BGBl 79/1998 男女の(実質的な)雇用機会均等を憲法で保障。BGBl I 68/1998 二段階で、税制上の児童手当の見直し(第一段階 1999年1月1日以降、第二段階2000年1月1日以降)。児童手当と児童控除の増額、基礎上限以下の世帯所得層に対する、多子補助金の支給、単身所得女性及び女子学生に対する控除。Artikel XVI, BGBl 79/1998). 長期にわたる介護が必要な場合には労使で話し合い、(いかなる不利益もなく)通常労働時間を短縮することができるようになった。 各職業団体の社会保険などから自営援助金(Betriebshilfe)が支払われる(98年以降、日額300S.。臨時に人を雇った場合のコストを想定)</p>	

年 月	事項	出典
1999 1	「家族政策的給付を考慮しても、憲法上の平等権に照らし、なお子供養育に対する税制上の配慮が不十分である」との憲法裁判所の判断を受け、1999年1月から児童手当と児童控除の合計を毎月500S.増額すること、また2000年1月からは、所得額に関係なく、最低でも法定養育費の半分を税控除することになった。多子家庭増額控除(Mehrkinderzuschlag)ができ、99年から課税所得が42000S.(以下で子供が3人以上いる場合は子供1人あたり毎月400S.を増額。	
	6 婚姻及び離婚に関する法改正	
2000 1	「育児休業期間口座(Karenzzeitkonto)」の実施	
1	児童手当の基準額を1450 S.(第1子、満10歳以下の場合)から2350S.(第3子、満19歳以上の場合)へ増額。所得額に関係なく、最低でも法定養育費の半分700S.を税控除。	
	1998年3月に行われた1999/2000年家族課税改革協議を受け、連邦政府は、保育施設の追加要求に対し、600Mio.S.の追加支出を行う。	FB1999-420
	困窮家庭救済基金の増額(15 Mio. S)	FB1999-420
	親業教育施策(30 Mio. S)。離婚・別居家庭も含め、両親を支援するための親業教育の提供を促進してゆくことが決定された	FB1999-420
	出生減退の調査：近年の出生減退の原因を究明し、これに対する対策を講じるための、総合的・国際比較的な調査を実施することが合意された。	FB1999-420

出典・参考文献

(1) 表中のFB1999は次の文献による。

BMUJF: Bundesministerium für Umwelt, Jugend und Familie, 1999, Zur Situation von Familien und Familienpolitik in Österreich, 4. Österreichischer Familienbericht, Band 1

(2) 表中のIFD1999は次の文献による。

IFD(Hrsg.), Tazu-Preve, I.M., J. Kytir, G. Lebhart und R.M. Münz, 1999, Bevölkerung in Österreich, Institut für Demographie(IFD)

家族政策関連年表 (スイス)

年 月	事項	出典
1964	労働法 (Arbeitsgesetz) により、出産後8週間にわたり母親の労働を禁止 総出生数が11.3万人、人口再生産率が1.27でピークを記録	(1) (1)
1975	石油ショック後の経済不況で外国人労働力の流入が止まる	(1)
1978	養子法の施行。児童関連法の施行。	(1)、(3)
1981	国民投票を経て初めて男女平等が憲法の「平等権」条項に加えられ、家族法が改正されるなど家族の民主化が促進される。	(2)、(3)
1985	スイスの保守的勢力は人工妊娠中絶の自由化に反対し戦ったが、国民投票で敗れる。	(3)
1986	家族及び婚姻財産権法 連邦共通の家族手当制度(Familienzulageordnung) の創設の試みが失敗。	(3) (1)
1988	家族に対する税控除を議会で可決	(3)
1992 3	連邦法に基づく児童手当 (最低、月200スイスフラン) 案が議会で提案される。	(4)
1994	疾病保険法(Krankenversicherungsgesetz) 改正。母性保護をめぐる状況が大幅に改善された。	(2)
1995	老齢年金制度の改正。夫婦年金が廃止され、世界初の男女平等個人年金となった。(結婚後の夫婦の所得は等分されて分離方式で計算され、養育勘定もしくは介護勘定も等分で計算される)	(2)
1996	NATOとの平和のためのパートナーシップ協定に調印 保険法の改正。年齢、性別、加入期間にかかわらず、すべての成人の頭数に応じて、保険料の支払い額が割増される。	(1) (3)
1997 3	国連の「子供の権利」協定の施行。 1995年改正の老齢・遺族・障害年金・遺産相続制度が実施に移される(配偶期間内の所得分離、教育・介護期間の算入、寡婦・18歳未満の遺児への遺族年金支給)	(4) (4)
1998 11	1992年の児童手当案が議会で可決される。が、連邦予算の合理化規定の関係で、その実施は2001年まで見合わせる。	(4)
1999 4	連邦と州の間の新家族調整(Neue Finanzausgleich) 法案が審議会に送られた。	(2)
6	母性保護保険の導入が住民投票で否決される。	(4)
1999	国民投票で「改訂連邦憲法」(nachgeführte Bundesverfassung) を可決	(5)
2000 1	家族と児童保護の観点に立った新離婚法の施行	(4)

出典:

(1) 原俊彦、「第II部 地域・言語圏別研究 第1章 ドイツ語圏諸国」、阿藤誠編『平成11年度厚生科学研究費補助金研究報告書 先進諸国の少子化動向と少子化対策も関する比較研究』所収、2000、pp.146 - 161

(2) 野村明代、「資料：ドイツ、オーストリア、スイス、オランダの家族政策」、同上、2000、pp.194 - 224

(3) Beat Fux, 1997, Switzerland: the Family Neglected by the State, in F.-X. Kaufmann u.a. (Ed.), 1997, Family Life and Policies in Europe, Vol. I Structure and Trends in the 1980s, pp.349-293

(4) <http://www.bsv.admin.ch/blind/fam/grundlag/d/politik.htm>

(5) スイス史研究会: <http://www.econ.kyoto-u.ac.jp/~kurosawa/Helvetia.html>